

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		障害福祉サービス事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業の制限又は停止
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 8 2 条 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話：048-829-1309)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する  ○さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成 2 4 年さいたま市条例第 5 8 号)  ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 2 4 年厚生労働省令第 2 7 号)  ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 2 4 年厚生労働省令第 2 8 号)
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		